令和５年度第１回品川区障害者差別解消支援地域協議会　議事要旨

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和５年９月１日（金）　午前１０時００分～午後１２時 |
| 開催場所 | 品川介護福祉専門学校５階　特別講義室 |
| 出席者 | 近藤会長、 | 中村副会長、 | 吉澤委員、 | 木下委員、 | 佐野委員、 |
| 中村委員、 | 伊藤委員、 | 榎本委員、 | 八束委員、 | 松木委員、 |
| 岩間委員、 | 松井委員、 | 中島委員（代理出席）、 | 島崎委員、 |
| 佐藤委員、 | 菊地委員、 | 大胡田委員、 | 三輪委員、 | 伏見委員、 |
| 庄田委員 | 紙子委員 | 加藤委員 |  |  |
| 欠席者 | 島委員、 |  |  |  |  |
| 議題 | １．開会２．委員紹介３．議事（１）相談事例の集約方法について（２）相談事例の収集にあたって課題となること（３）相談事例に対して協議会に期待すること・できること（４）その他４．閉会 |
| 配布資料 | 資料１　委員名簿資料２　品川区における障害者差別に関する相談の流れ資料３　障害者差別に関する相談等の障害者団体へのヒアリング実施状況 |

＜議事概要＞

**１．開会**

　○障害者施策推進課長挨拶

　○近藤会長、中村副会長挨拶

**２．委員紹介**

　○各委員の紹介・挨拶

**３．議事**

**（１）相談事例の集約方法について**

　○昨年度の振り返り（協議会の意味・役割について）

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 昨年度も障害者差別解消支援地域協議会について議論を進めてきて、そもそもこの協議会の意味とは何だろうかということや、障害者差別解消法がいうところの不当な差別的取扱い、合理的配慮が不提供であるということとは一体どういうことか、また、障害の社会モデルについての考え方について学びを深めてきました。そのうえで、委員全員でディスカッションしていくということを行いました。今日は、視覚障害者福祉協会会長としてご参加の大胡田先生にセミナーを行っていただいたのが、昨年の活動でした。　その中で、この協議会としてやるべきことは何かというと、不当な差別事案だったり、合理的配慮が提供されないという事案だったりとか、そういったことがこの区内で起こってくるわけです。ただ、これまでだと、不当差別的取扱いや合理的配慮の不提供の事案の相談を一体どこにしたらいいのかということが、差別解消法自体が非常に新しい枠組みですので、これまで十分に定まっていないということです。当然それは区内にあるいろいろな相談機関でそういう相談をやっていいわけですし、この協議会には当事者団体からの皆さんもご参加いただいていますので、その団体内でも今のような不当差別的取扱い、合理的配慮の不提供、この相談が上がってくるということもあるわけです。　あと、協議会の役割ですけど、協議会の役割というのは、別段、ここで、相談のあった事案に対して、これは差別だったとか、もしくはそうでなかったみたいなことを、決めるといったような位置づけではないです。ただ、そういう事案が起こってきているというのを、私たちが何らかの形でその事例について把握できるような形にして、かつ、そこで上がってきた事案があまりにも抽象化された内容で上がってきてしまった場合、私たちは、それが果たして不当な差別のニュアンスがあったのかどうかということは分かりませんので、その上がってきた事案を私たちがここでしっかりと共有して、そんなことが起こらないように区内の中でいい連携体制をつくったり、取組を行ったりするためにはどうしていったらいいのかということをしっかり話し合う。話し合ったうえで、その対策を、私たち自身が、協議会のメンバーとして参加している皆さんで力を合わせて話し合って考えていこうと、そういう場にしていこうという話をしたのが、昨年の流れでした。　そのときには、障害者差別解消地域支援協議会に一般的に期待されることを内閣府がまとめていますので、その内閣府のガイドラインについて学んだりとか、どうしても個別の事案について私たちが意見交換をする必要がありますので、ここにいるメンバーは個人情報の保護であるとか、守秘義務であるとか、そういったことを十分によく理解した上で個別の事案について議論したり、考えを深めたり、もしくはそれを改善していくための対策についてみんなで話し合うということ、その大事さについてということを昨年は話していきました。 |

　○資料２について、近藤会長より説明

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 昨年度の経緯から、資料２の「相談の流れ」というところにまとめていただいたわけです。障害を理由とする差別に関する相談が、まず、どこに上がってくるかということですが、一つは関係機関に上がってくるわけです。行政機関、事業者、施設等で、その利用者の方から相談が上がってきて、それに対して、それぞれの関係機関で対応していくわけです。さらに、関係機関から障害者施策推進課のほうに相談が上がってくる。これは利用者さんからの直接の相談というよりも、関係機関からの間接的な相談がやってくる。それに対して障害者施策推進課は助言を行うという流れが、書かれています。それ以外にも、直接的に差別に関する事案の対象であると思った当事者の方から、障害者施策推進課に直接的な相談がやってくるということもあります。そこに対して、障害者施策推進課から直接対応することもあるということです。　この協議会に対しては、どのような流れで情報が入ってくるのかということですが、障害者施策推進課がまずワンストップで情報を集めていただいていますので、この協議会に対して障害者施策推進課から情報共有いただくということになります。さらに、ただ一方的に情報共有を受けるということではなくて、協議会からも関係する情報を障害者施策推進課にお伝えする。つまり、相互の情報共有の関係があるということです。　それからもう一つは、事例の協議ということで、先ほど申し上げたように、個別の詳しい事例の状況がある程度分からないと、この状況をどうやって解消していけばいいのかという議論になりませんので、この事例の情報については、皆さん守秘義務を守っていただくような形をつくっていきます。そのような形で、ある程度クローズドの形にして事例をしっかり協議していきます。今後、どういう形になっていけば、差別事案を解消するのかということを協議していきます。これは障害者施策推進課と協議会とで、しっかりとした事例協議をしていくということになります。　そのため、内閣府のガイドラインにもありますが、協議会に求められる機能、役割としては、地域における障害者差別を解消するための取り組みを、実際にこの協議会を中心として、何らかの形で考えていったりとか提案したりとか、実際に参加しているメンバーがそこで何かを行っていく。この事案の解決のための取り組みについても考えますし、類似事案、似たような事案が再び発生しないように、その防止について何ができるかということを考えるなどのことを、この協議会で行っていくということになります。　これが昨年から、勉強会であったりとか内閣府のガイドラインについての学びであったりとか、個人情報のことについての学びであったりとかということで、これまで議論を深めてきたことをまとめたものが、この資料２ということになります。 |

　○資料３について、近藤会長より説明

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 　それから、団体ヒアリングの実施状況というのが資料３のほうにございます。これも昨年度のお話の中で、協議会には区内の障害者団体の皆さんも多数参加をしていただいております。このことは極めて重要というか、随分前は協議会の中でも団体の参加がそれほど多くなかった状況があったのが、近年、一気に開かれて多くの団体の方々が参加いただいているという状況が出来上がってきた、これは非常に重要なことです。　一方で、冒頭のほうで申し上げましたように、この差別解消法の考え方、障害の社会モデルの考え方に基づいて不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供、この考え方に基づいて相談を集約していくということは、例えば団体の相談においてもそうですし、いろいろな施設等の相談においても、まだ十分に出来上がっていないところがあると思います。そうすると、まず団体の中で、団体の会員の皆さまのほうから、どのように差別事案に関しての相談が上がってきているのか、また、そういうときにはどんな対応をしているのかをぜひ聞かせていただきたいということで、私と中村副会長と障害者施策推進課で、実際に団体の皆さん一つ一つにヒアリングを進めさせていただいているところです。今日までに、３団体の皆さんからヒアリングを終えているところです。品川区手をつなぐ育成会の皆さん、品川区重症心身障害児（者）を守る会の皆さん、品川区肢体不自由児・者父母の会の皆さんに対して、だいたい１時間程度を目途としていろいろなお話を伺ったところです。　このヒアリングで非常に私自身は、本当にたくさんの学びが詰まっていて、その内容を皆さんに全部共有したいぐらいのところですけれども、今日ご紹介したいなと思うのは、そのヒアリング内容において、相談事例の集約の方法について、これまでどのように物事が起こってきているのかということです。　品川区手をつなぐ育成会の皆さんからは、今日もお越しいただいている佐藤さんにお話を伺いましたが、かなりシステマチックな取り組みを行っておられます。例えば、各学校に理事を決めておいて、そこから各学校の中で起こっているようなことを、会に寄せていただいたり、会の専用メールアドレス・電話番号・ファクス番号を置いて、会員にお知らせしたりして、そこにいろいろな相談が集まってくるということもあるとのことです。　それから、品川区には相談員制度があるので、それぞれの障害種別ごとに行っており、それから品川区の『障害者福祉のしおり』の中に様々な相談の窓口が全部まとまっています。この中にも相談員の連絡先なども書かれているところですが、この相談員も、区の相談員として会から５～６名ぐらいを推薦しているなど、そういった形をとっているということを聞きました。　さらに、コロナ禍で止まっていたところがありますが、会員の皆さんとの交流会からいろいろな直接相談を受けるということもあって、コロナでこれまで実施が難しかったので、そろそろ復活していきましょうという話が出ているということでした。例えば、茶話会であったりとか、タウンミーティングと呼んでいる集まりだったり、地区が５つほどあり、その５つの地域に人々が散らばっているので、その交流会を通じてのいろいろなイベントがあるということでした。　実際に、そこから上がってきた相談をどのように差別解消につなげているかというと、会のほうから区役所であったりとか、教育委員会であったりとか、そういったところに対して働きかけを行っていくということをしていて、これは重要な機能です。いわゆるアドボカシーといわれる機能と思われますけれども、権利擁護として実際に区役所や関係の団体とかに出かけて行って、会として話をするということをされているということでした。　私が佐藤さんとヒアリングをしていく中では、フォローアップの体制、そういった差別解消に関する相談があった場合には、どのようにフォローアップをしていくのか、特に相談員制度のなかに５～６名の方を会から出しておられるという話がありましたけれども、そこで上がってきたものが差別事案に当たるものかどうかという観点で、その相談をまとめていくということが相談員の枠組みの中では行われているわけではなく、それが差別事案という形に当たるものではないかという気づきを、相談員のレポーティングラインの中でもできるようにしていくといいのではないかというような話もありました。これが手をつなぐ育成会の皆さんからのヒアリングの内容でした。　それから、品川区重症心身障害児（者）を守る会、島崎さんからお話を伺いました。島崎さんは、品川区において様々な活動をしておられて、歴史の部分からいろいろなお話を伺えて、私自身、大変勉強になりました。島崎さん自身が様々な施設であったりとか、相談支援センターであったりとか、そういった施設一つ一つに足しげく通われて、そのなかで施設の職員の皆さんとも関係性を築かれて、利用者の皆さんに対しても、このように相談を伝えていくといいということを、現場で詳しく伝えてくださっているという話を伺いました。また、会の理事の方が持っておられる共同利用施設を借りて、いろいろな方たちで座談会を月に２回やっておられるという話でした。　さらに、島崎さん自身が、会員の皆さんに、夜中であっても、いつでも連絡してほしいということでお伝えくださっているという話も伺っております。これもコロナで少し参加が少なくなっているようなことがあったところですけれども、やはりこれを継続してやっておられるというところが、その相談の通り道として非常に重要なところであるという話を伺っております。　それと、今回、私のヒアリングの内容では、差別事案の集約やその解消についての取り組みという話を伺ったのですけれども、やはり差別事案が上がってきたときの相談に対しては、完璧な対立図式というか、差別した人、された人の対立みたいなことではなくて、もっとカジュアルにというか、自然な形で差別という、何か大変なことが起こったということではなくて、もっと自然な形で相談ができるような枠組みがあるべきではないのかなということも、島崎さんからご意見としていただいております。このことは、協議会のありようについても、すごく深く関わることだと思います。時には、非常に問題のある差別事案にも、私たちは今後、出会うことがあると思います。そのときには毅然とした態度で、この協議会からの意見を発信していくということはとても大事だと思いますが、一方で、常に対立図式ということばかりではなくて、私たち全員は品川区の協議会のメンバーでありますので、このなかで自然にそういった話ができるような、差別的な状況についてもっと自然に話ができるような関係をつくっていくことは、島崎さんがおっしゃられていたように、非常に重要なことではないかと思います。　最後に、品川区肢体不自由児・者父母の会の菊地さんから話を伺っています。これまでヒアリングをしている３団体の皆さん、全てに共通していることでもありますが、団体に入ってくださる若い方たち、新しいメンバーの皆さんです。そういった方たちをどのように、品川区民の皆さんを巻き込んでいくのか。実際に会に入っていただいて、そのメンバーとして関われるようにしていくのか。この会員を募るというところが、力を注ぐべき非常に大事なところになっているという話を聞いています。様々な制度ができて、この相談の枠組み、行政の中で出来上がってきているようなものが多数できています。福祉のしおりの中にも、本当に様々な相談窓口があるなと思いますけれども、ただ、そうなってくると、若い当事者家族の皆さんが、なかなか団体のほうに参加が少なくなってくるという状況があることは、いずれの団体の皆さんからも伺っています。私は品川区以外のところでも関わることが多いですけれども、これは日本全国で共通していることではないかと思っています。　こういったところ、実際に会員に入ってくださった皆さんのほうから、情報がしっかり伝わっているということが大事であるということです。父母の会の皆さんとしても、差別事案の相談窓口ということを形として、しっかり名前をつけて設けて、そこから意見を集約しているという形ではないけれども、会員の横のつながりの中から相談のケースが上がってくるということがあるということでした。　それから、こちらも重症心身障害児（者）を守る会の皆さんと同じように、役員会であったりとか、定期的な交流会であったりとか、そういう場面で会員の方々といろいろな相談の話をすることが多いということでした。相談員のところについても話を伺って、実際、相談員を出すということもやっておられるということですが、同じ方が長く務められるということが多いという話を伺っています。　今後、どのような形で差別事案についての相談が上がっていくといいかという意見についても、菊地さんたちにお伺いしたところですが、これもやはり島崎さんがおっしゃっていたことと通じるところがあり、ささいなことであっても口に出して誰かに伝える、そういったことがあり得るということをお互いに話すということが関係をつくっていくということ、それが品川区のなかでできるようになるといいとおっしゃっていました。皆さん、差別じゃないかなというところに関する相談を誰かに対して伝えていくということに関して、すごく大きな心の壁があるというか、これを伝えていくということが、言っていいのだろうかみたいな気持ちがあるということは、これは皆さんに共通しておられるところだと思います。そのため、もう少しハードルを低く、それぞれの利用者の皆さん、当事者の皆さんから、もしくはその保護者、周辺の支援者の皆さんから、自然に差別事案に関係するようなケースを相談ができる、かつ、菊地さんがおっしゃっていたのは、具体的なケースについて協議会の中で話をしていく、かつ、その話されたことに対して、私たち自身がいろいろな意見を述べていく、こういったことに慣れていく必要があるのではないか、そういう場を育てていく必要があるのではないかということを言われていました。その際においては、心理的な安全性という、情報が漏れないということであるとか、個人情報の保護であるとか、相談が行われたことによって、相談して来られた方に対して不利益が生じないような環境をつくった上で、しっかりと相談していくということが必要ではないか。相談員の仕組みもありますけれども、この相談員の研修会等についても、差別事案に対してどのように向かい合っていくかであったり、この協議会に対してその情報をどう上げていくかであったりとか、そういったことについても研修が必要なんじゃないかというご意見をいただきました。　長くなりましたけれども、これまでのヒアリングの内容からは以上となります。　今後、皆さんと話をしていきたいなと思うことは、今のような相談が上がってくる流れ、集約、この協議会に対して様々な事案が集まってきて、それをみんなで議論していくという流れに持っていきたいわけですけれども、ヒアリングについては、まだ３団体しか終わっておりませんが、ヒアリングの結果は今ご紹介させていただきました。資料２においては、この相談の流れについて説明させていただきました。 |

　○各委員からの意見

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | それでは、資料２および資料３について、ここで皆さんに対して共有してもいいかなと思って、重要な点かなと思う点を今、私から共有させていただきましたが、ヒアリングを実施した団体の皆さんから、そこは少し違うとか、こういうことも実はあったという補足のご意見でも結構ですし、もしくは皆さんのほうから、今の相談の流れについて、もしくは団体ヒアリング集約の方法について、何でも、ご意見ご質問ございましたら、この場でご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。 |
| Ａ委員 | ２点質問させていただきたいと思いまして、この協議会ができて数年たっていると思いますが、これまでに協議会に上がってきた相談の件数というのがもし分かれば、初年度何件みたいな形で、どのぐらいの規模で上がってきているのかなというイメージを知りたいので、お願いいたします。　あともう一つが、相談という言葉がよく出てくるのですが、この相談ってすごく幅がある言葉だなと思っていて、カウンセリングのような、それは大変だったよね、すごく困ったよねと聞いてもらうだけでも救われるということは確かにあるし、一方で、その当事者に代わって調整機能を果たす、こういうことをやっちゃいけないよというような指導も含めてやるような、そういうのも一つの相談なのかなと思われまして、いろいろな機関が持っている相談機能というのをどういったイメージで使っているのかということを統一できるといいなと思ったもので、質問します。 |
| 近藤会長 | 　１点目の相談の件数については、後ほど事務局のほうから報告いただければと思いますが、私の認識だと、ほぼここに上がってくるパスができていないのが結論だと思います。なので、このパスをとにかくつくりたいということです。それがポイントになってくるかと思いますが、後ほどご報告していただきたいと思います。　２点目の相談のイメージ、これは委員のおっしゃるとおりだと思います。相談という言葉によって覆い隠されてしまう差別事案の何と多いことかということは思いますので、ほかの場面とかでは、広い意味での紛争という言葉を使ったりすることもありますけれども、相談のイメージをどう捉えていくかということは難しいです。本当に幅が広くて、ケースによっては、もっとしっかり対話をしていくというか、先ほどの別の委員のからもご意見あったようなより自然に話せる対話をつくっていくといったところもあれば、実際に権利擁護していく必要なケースもあれば、それらを全部ひっくるめて相談というふうに呼んでいるイメージなのではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。皆さん、何か相談という言葉の使い方について、もう少しこういうふうになっていったらいいのではないかといったようなご意見がありましたら。　まず、ご質問いただいた委員のほうから、例えばこんなふうになったらいいのではないかというのはございますか。 |
| Ａ委員 | 近藤会長がおっしゃったように、必ずこの場合にはこうと一義的に決める必要はないと思いますが、一定程度、紛争解決の機能を含んでおかないと、少しこれは仕様がないかなという気がしています。特に区が相談を受ける場合、相談を受けてそれは困りましたね、そういうことはできませんねと聞くだけではなくて、仮に差別があったとすると、差別した側に対して、こういったことは法律上してはいけないことだということをきちんと指導をしていただくような、そういった指導・調整みたいな意味合いも含むべきだろうと思っているところがあります。そのため、あえて相談と紛争解決と区別するような形でもいいのかもしれませんが、そんなイメージです。 |
| 近藤会長 | 　いま、Ａ委員がおっしゃってくださったところは、資料２の障害者施策推進課とこの協議会の間の事例協議のところで、障害者施策推進課に１度事例協議して、この協議会の意見を返すわけですけれども、そこから先、紛争の調停と話をし、意見を協議会のほうから伝えるといった流れというイメージでよろしいですか。 |
| Ａ委員 | やはり差別されたら、その日のうちに対応するべきだと思います。例えば、レストランで入店を拒否されてしまったら、協議会に上げて、協議会で議論して、半年後に結論を出したとか、そういうのではなくて、その日のうちに、これはいけないことなので駄目だということを、当事者が交渉するのは、ものすごく精神的に負担が重いので、当事者をエンパワーしてくれるような存在、それは区かもしれませんし、当事者団体かもしれませんが、そういったところが当事者に代わってといいましょうか、当事者に参加して交渉していくというようなことが必要だろうなと具体的には思っています。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。つまり相談があったときにタイムリーに、この品川区内での考え方を持って、担当課のほうから迅速な対応ができるような形にしていくといいなということですね。 |
| Ａ委員 | おっしゃるとおりですね。それと別にまた事例を収集して、再発防止を議論するという場は別にあっていいと思いますけれども、即応できるような体制が必要だろうなとは思っています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | ここで、事務局からお伝えしたいことがあります。昨年１２月の障害者週間に併せまして、広報しながわで差別解消法の周知を図りました。その結果、最近増えているのが、こういった場合については合理的配慮が受けられますかという相談が非常に多くありました。例えば、『きゅりあん』の地下駐車場を使っている方から電話がありまして、そこは機械式駐車場で、利用するには守衛室に行って駐車券を取らなくてはいけないが、自分は半身麻痺があるため守衛室まで行けないということで、合理的配慮の提供を求めていました。そのため、まず『きゅりあん』に電話して、機械式駐車場のシステムを変えられないかという話を『きゅりあん』から、ビルを管理する会社に問い合わせていただきました。しかし、非常に時間とコストがかかるという話だったので、『きゅりあん』の事務局と相談して、その時間帯にご連絡いただければ、守衛を配置するので、その守衛が代理で手続しますといった対応をとることとなりました。このような相談が最近増えていまして、対応させていただいているところです。　その他として多いのは、精神科に入院している方からの相談です。これは医療案件になりますが、私は精神科に入院したくなかったのに、現在入院しているという場合はどうなるかというような件です。こちらは医療的な判断が必要になりますが、私たちは、その判断ができない部分もありますので、例えば、中部総合精神保健福祉センターで精神医療審査会を実施しているため、そこを案内するというようなことは、１回１回丁寧に対応させていただいております。 |
| 近藤会長 | 事務局が、日頃こういった相談を受けてくださっているというところです。いま図らずも、まさに事例を共有いただいたところです。こういう事例を皆さん知っておいていただいて、ここはこんなふうになっていくといいのではないかということをどんどん議論できればと思います。どうしても、区が答えますみたいな感じになったときは、区としてやりましたみたいな感じが出てしまいそうですけれども、私が思うのは、事務局がそこでしっかり考え方を持って答えてくださっているという感じとか、私たちも、例えば団体を背負ってきたりとかもありますけれども、その団体の中の、こういうような意見、そういう人間として、こういうように関わっているという、顔が見える形でこの協議会はしっかり議論していったほうがいいなと思っているところです。団体の担当者の代表としてやってきましたみたいな感じになると、こういう差別事案に対しての関わりが、当事者性がない形で関わるみたいになってしまうので、この場ではぜひお名前を述べたうえでご意見をおっしゃっていただけるといいかなと思いました。　事務局、ありがとうございました。非常によい事例を共有していただけました。　いまの質問に対しての回答にもなっていると思いますけれども、Ａ委員から何かございますか。 |
| Ａ委員 | 具体的な事例の共有ありがとうございます。事務局のところに相談に来られたことが幸いにして、その場ですぐに対応してくださるということがあったと思うので、これをどこに相談しても、同じように、パンッと動いてもらえるような仕組みが必要なのかなという気がいたしました。私も、弁護士をしているので差別の相談を受けますけど、どこに相談しても話はよく聞いてくれるけれども、それで終わってしまうという印象が多いです。回り回って私のところに来たというケースもあったりして、やっぱり話を聞いてあげるだけではなくて、きちんと積極的にそこに調整機能を果たしていけるような仕組みが必要かなというふうに思っています。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。まさにそれも今後、品川区でもつくっていければと思いますので、ぜひご協力いただけたらと思います。　いかがでしょうか。ほかに、いまのに関することでもいいですし、資料２と資料３についての補足など、ご意見がございましたら、いかがでしょうか。 |
| Ｂ委員 | 私どもの相談というのは、下手すると秘密の部分も結構入ってきております。それをいくら理事だからといって、会の他の理事に話すわけにもいかないし、ある程度、区にちらっとご相談させてもらうこともありますけど、ありとあらゆるところから、こういった名前が載っちゃっていますので、会の会員さんだけでなく、見えないところですから、精神なのかな、それとも知的も少し入っているけど、肢体不自由の方なのかなとか、こちらの想像でしかないなかで、そういった相談が結構来ます。それも時間構わずに来るので、いささか参っちゃうところもありますけど、できる限り、その人に沿ってお話を聞くことはしています。家にいないほうが多いのですけれども、そういった相談に、お話を聞かせてもらえるということ自体が、私はありがたいかなと感じております。 |
| Ｃ委員 | 昨日、計画策定委員会がありまして、そこで基礎調査を策定するにあたってのアンケート調査結果を見させていただきましたが、自由記述の欄にかなりいろいろなことを書かれている方がたくさんいたので、悪いことだけではなくて、合理的配慮してもらってよかったということも、もちろんたくさん書いてあったのですけれども、そんなことが協議会の場で、それぞれ皆さん立場が違う方たちですけれども、ここだったら話ができる。行政の方たちとも一緒になって、ここで議論ができるという場になってもらいたいなということを切に願っています。本音と建て前で、同じ親でも、そこまで言うっていうような親もいたりとかするので、そのときは「うんうん」って聞いているけど、いや、それ、どうなのかなって、逆の立場だったら大変じゃないのって思うこともあったりとかするので、皆さんも、多分、そんなこと言っちゃ悪いなというようなこともあると思います。でも、現実はそうは言ってはいられないということも多々あるかとは思うので、その辺を率直に話ができる会になったら、とても現実的な解決に向かっていくのではないかなと思っています。 |
| Ｄ委員 | いつもよく思いますけれども、差別的なことを言ったほうはそんなつもりではなく多分言っていて、でも、受け取るほうは、これって障害があるから差別なのではないかなと思ったりすることがあって、やはり言ったほうと言われたほうと、したほうとされたほうでは意識がすごく乖離しているなというのをいつも感じています。私たちの会も、なかなか相談事例とかも、積み上げるほどご相談があるわけではないのですが、皆さんがおっしゃったように、相談しやすい雰囲気をこれからもっとつくっていきたいなと思っております。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。やっぱりそうですよね。相談しやすく、上がってきたことをその場でしっかり話せるようにしていくことができればと思っているところです。　その他、いかがでしょうか。何でも結構ですけれども、ご質問、ご意見等ございましたら、あと１つほどお受けすることができればと思いますけれども、いかがでしょうか。 |
| Ｅ委員 | 例えばですが、精神障害者が社会的入院をするといっている中で、日本でも３０万人ぐらいの方が退院できるのに近い状態で、閉鎖病棟に閉じ込められているという現実があるのは、よく新聞とかでも皆さんご存知かと思いますが、どうしてそういうことが生じてしまうのか。すごい数の人が、一歩間違うと滝山病院みたいに暴力事件にもつながるような閉鎖病棟に入っていて、自分の意思では外に出ることもできないという状態ですが、社会的に大きく見たときに、それを自治体がどうこうすることは、すぐにはできないかと思います。大きな社会構造の中でそうなっていますが、例えば、父母会というか家族会的に見ますと、自分の家族ではその障害者の面倒を見られない。だから、本当ならば、自分と家族の精神障害者の人が２人で暮らせるかもしれないけれど、将来的に、何年かたつと自分たちが障害者本人の生活を見られないということが理由で、保護入院ではないにしても、入院させて、先生と話をしながら退院させない、それが社会的入院の一つの原因ですけれど、もちろん社会に住んでいる障害者の人たち一人一人の権利擁護も大事ですけれど、割とすごい数の精神障害者の人が、日本の社会制度とか家族制度の中で、お父さんが入れと言ったからだっていって、ずっと入院している例があります。その人たちが閉じ込められているという言い方はよくないですけど、実際には、介護病棟にいる方もいますが、多くが閉鎖病棟にいて、自分の意見を言うのでも、さっきおっしゃった中部総合精神保健福祉センターとかに相談電話があって、例えば、私の娘はよくそこに電話をしまして、審査をしてくれと言って、審査を今まで３回ぐらいしてもらい、全部却下でした。それはある部分、妄想に支配されているという精神科医の判断があったからです。この間の３月１１日のときに、精神科の病院が被災地に幾つかあって、そこで避難した精神障害の人の多くの方が退院可能だということを証明した精神科医の人がいて、それも多分、万単位で閉鎖病棟から出られる患者さんがいるわけです。その一部は品川区の患者さんでもあるわけで、そこに少し思いを致していただけるといいかなと思います。町にももちろん障害者の人はいるし、精神障害者の人もいるのですけど、もう忘れられちゃっている、もう入っちゃっているままで意見も言えない。意見を言うけれど、中部センターではやはり却下される。または、それで裏返ることはすごく数が少ないものですから、その辺も、意外と皆さんが気づかないところに多くの方がいるということをお伝えしたいなと思います。 |
| 近藤会長 | そういった隠れた社会課題みたいなことをこの場でどんどん共有するということは、非常に重要だと思います。私も他地域で支配的入院について関わっていますけれども、まさに非常に重要なポイントをおっしゃっていただいたと思います。今後の協議会の中では、こういった大きな意味での社会課題としての差別事案についても、このメンバーみんなで共有できるような形をつくることができればと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。　それでは、ここで次の議事のほうに進むことができればと思いますので、事務局に一旦お戻しいたします。 |

**（２）相談事例の収集にあたって課題となること**

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | いま、皆さまからいろいろなご意見を頂戴しました。この場を通じて、ここであれば議論できるような場、そういった場をつくり上げていくこととか、相談しやすい雰囲気をつくっていくとか、積極的に相談を受けて、みんなが対応できるような仕組み、機能がつくれればいい、様々なご意見をいただきました。　そういった中で、先ほど近藤会長もおっしゃっていましたけれども、こういう相談事案や差別、誰かに伝えるには少しハードルが高いとか課題がある、そういったこともあると思います。　次第の議事（２）では「相談事例の収集にあたって課題となること」というふうに記載されていますけれども、この後は、相談するに当たっての課題、ハードルが高い、それをそれぞれ相談支援事業所のほうにご意見を頂戴できればなと思います。 |
| 近藤会長 | 　いま、おっしゃっていただきました相談事案の収集にあたって課題となることで、団体側についても、それから施設側についても、皆さんお越しいただいて、施設のなかから来ていらっしゃる皆さん個人、そのなかでも感じることはいろいろあると思いますので、ご意見を伺っていきたいなと思いますけれども、こういう場で自分から意見述べていくのって結構緊張するというか、大変なところがあるかもしれませんが、まず、この相談事案の収集に当たって、自分はこういうふうな課題があることを感じているよということがもしございましたらご意見いただければなと思いますが、いかがでしょう。どなたかからございますか。 |
| Ｆ委員 | 　先ほどの続きにもなりますが、私は品川区から相談員の委嘱を受けています。身体障害者の枠で受けていますが、実際にいろいろな電話が入ってくる場合は、必ずしも身体障害者ばかりではないです。お年寄りから子供の問題から、あるいは知的、あるいは聴覚、もろもろです。そんなことで区分けはしていません。受けた以上はきちんとお話を聞いて、その段階で、やはり相談員を受けていますから、それなりの知識を持って、答えられるものは答えるというふうにしているわけです。そのなかに差別だとか区別だとか、そういう問題も含まれる場合もあります。したがいまして、そういう困難な事例につきましては、相手方に対して時間をもらって、即回答はできないということで行政に話をして、その場合に、これは聞いた結果、行政から話をしてもらったほうがいいのか、自分で聞いたことを相談員という立場で本人に伝えるか、そういう物の考え方で、現在、私は進めているわけです。ですから、障害者の相談で、そういう行為が出てきているような差別の問題の解消につながってきているわけです。その辺の受け止め方で、今度はこういう問題で、支援協議会で窓口を一本化して、こういう問題は相談員としてお尋ねして答えをもらえる、そういう窓口がしっかりしていれば安心して、大丈夫だと。品川区には、弁護士の先生も委嘱されて配置されているわけです。そういうことで、私の場合は、本人に、こういう場合は行政に言いにくければ、弁護士さんの窓口が開いているから、そちらに行ったほうがいいのではないですかということでお話をして、説明して理解をしてもらっているということになるわけですから、この区分け、設置、課題もそうですけど、少し難しいかなとは思っています。何かそういうところで、障害者だけの相談について一本化する窓口があれば、それはそれで安心して相談員の人が、プライバシーの問題もあるでしょう。そこでお話を聞いて、本人との話をしたときに、行政に話してはまずいという場合は、聞いておいて、また本人と話をして納得をしてもらうという方法を取ったらいいのではないかなと思っております。 |
| 近藤会長 | Ｆ委員からのご経験について情報共有いただきました。　私個人としては、非常に適切なというか、十分に対応してくださっているなというふうに思いますが、こういった相談員の方がそういった多様な対応の方法についての理解を深めておくということはすごくポイントだなと、いまお聞きしていて感じます。なので、相談員制度の中で、今後の研修などで、差別事案と障害社会モデルに関する対応みたいなことは必要になってくるのではないかと、意見を聞きながら感じていたところです。ありがとうございます。今後の相談のパスを考えるうえで、今いただいたご意見を十分に参考にしながら進められたらと思います。ありがとうございます。 |
| Ｇ委員 | 相談支援を展開するうえで、差別を受けているとか、こういうことをされているという訴えがある場合は、その解消に向けて取り組むのは当然の役割だと思っていますけれども、そうではなく、普通の日常のほかのご用件で相談を受けた際などは、ご本人たちが気づいていない差別というのもあったりするのかなと思っていて、そのなかで、我々がそれを酌み取る技術だったりとか、感性だったりとか、とても大切だと思っていまして、ご本人が気づいていない、見えていない差別というのをどんどん事例として積み上げていって、実際に差別なのかどうかというのをジャッジしていく、そんなことができたらと感じております。 |
| 近藤会長 | すごく重要なポイントをおっしゃっていただいたと思います。先ほどＡ委員からも相談という枠がすごく大きすぎるよねというご意見がありましたけれども、これは差別の事案じゃないかなというところに相談員が出会っちゃったとき、Ｇ委員は例えばどうしておられますか。現状の品川区の枠組みの中でどうしておられますか。 |
| Ｇ委員 | まず、所内でこれはどうなのかなという話合いをして、また、もちろん行政にも、こういうことがあったのですけれども、どうでしょうかという話合いをまずして、それを１つの事例として積み上げていくようには気をつけています。 |
| 近藤会長 | 相談センターの中では積み上げができるようにという形をやっておられるということですね。そうすると、それがこの協議会にも、実はこのセンターでもこんな事案がありましたということを上げていただいて、それをみんなで話すという形に、その通り道が整うといいということですね。そういう階層的にセンターの中でも事例を積み上げていただいて、そのなかからさらにこの協議会にも上げていただいてという形ができると、本当に大変すばらしいなと思いました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。何か相談の収集に当たって課題となることですね。 |
| Ｈ委員 | 今回の障害者の差別に関する全体図、障害を理由とする差別に関する相談に関してなんですけれども、いわゆる対象となっている人たちが、差別を受けた人やそのご家族が、障害者施策推進課や相談窓口に連絡できるケースだと思います。　実際に、私が往診や訪問診療でご自宅に行ってみると、本人が差別を受けている対象で、家族や周りの人から受けているのですけれども、自分から声を上げることができない人たちもいます。そういったケースに関して、実際にご自宅に行ってみると、ご自宅の中のクーラーも全くついていなくて、家庭内別居状態で、その方は起き上がれない方ですけれども、足元にお茶とパンだけ置かれているといった状況の方がいました。その状況で数日間、食事も水分を取れていないような方です。いわゆる家庭内でネグレクトを受けているような状況の方が実際にいて、このケースに関して、私は品川区の相談窓口のほうに、私たちのクリニックの相談員、ソーシャルワーカーから連絡をして、このようなケースがあったといった報告を行っています。　つまり、本人が声を上げることができないケースを、医療者であったり、介護者であったり、様々な人、ヘルパーさんが入っていた場合はヘルパーさんが見つける場合もあるでしょうし、ケアマネジャーさんが見つける場合もあるだろうし、訪問看護師さんが見つける場合もあると思います。そういった意味で、介護関係の仕事をされている方たちにも広くこういった相談窓口があるということをお伝えいただけると、家の中で隠れてしまっている、本当に差別を受けて苦しんでいる人たちに光が当たるのかなと思っています。 |
| 近藤会長 | Ｈ委員、非常にこれ重要な点ですね。医療関係者という枠組みで、特に訪問で伺う場合って、本当に生活に密着したところ、隠れた部分に入り込んでいくというところがありますので、そこから声を上げられない人の声が何とか吸い上げられないかというご意見をいただいたところでした。例えばＨ委員の視点から見て、いま介護関係の人にも相談窓口があるよということを伝えてほしいというお話がありましたけれども、例えば、このような形で伝わると、介護関係、医療関係の人には情報が行きやすいのではみたいなことがもしありましたら、教えていただけたらありがたいです。 |
| Ｈ委員 | 品川区では、介護に関わる方たち、ヘルパーさんやケアマネジャーさん、訪問看護師さんに向けて、多職種勉強会という勉強会を月１回、もしくは２か月に１回のペースで行っています。そういった場に、今回のような障害者の差別や家庭の中でそういった問題が起こっているケースに、どこに相談したらいいのかというのをまだ周知していないケースが多いと思います。ですから、そういった勉強会に、本日の資料等々も含めて、実際に発表、皆さんの前でお話ししてもらうという形を取るのが周知していくのにいいのではないかと思っています。　いま、品川区で問題になっているのが、介護の現場と医療の現場のいわゆる乖離が起こってしまったりしているケースが多いです。医療と医療、つまり、診療所と病院の連携は取れていたりしますが、介護と医療がうまく機能していないケースがあります。私はそこの担当理事として仕事をしているので、今回の障害の差別を受けている方、そういったものを介護士さんたち、介護関係の人たちが見つけた場合に、どこに相談したほうがいいのかなとか、そういった周知が品川区の中でも広がっていったらいいなと思っています。 |
| 近藤会長 | 多職種勉強会は非常に重要なポイントかなと思います。こういったところをどんどん集約して、情報のアウトリーチを協議会主導でやっていくということができればなと、いまのご意見を聞いて思いました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。何かこの事例収集に当たって課題となることについて、ご意見のある方がおられましたら、ぜひよろしくお願いします。 |
| Ｅ委員 | 先ほどＦ委員から相談員をやっていらして、いろいろな相談が来るということを聞きました。私もこの障害者相談員、精神障害者の部分で相談員をやっていますが、年に１回、３月頃に、どんな相談がいつ頃来たか、生活相談なのか、金銭、経済的な相談なのか、それとも身内関係のとか教育、そういうふうな分類があって、そこに数字を入れて、いくつの相談があったかというのを区に報告しています。そのなかには、差別とかの問題になるような相談もあるわけで、そういう項目はまだ入っていないので、例えば、問題になる相談があったかというコーナーもつくってほしいというのが１つと、Ｈ委員がおっしゃっていたように、ネグレクトみたいな状況になっている場合、それが場合によっては命に関わる場合もあるかと思いますが、そういう場合には、別に話を上げるラインがあってもいいのかなとも思いました。 |
| 事務局 | 障害者相談員の関係ですが、障害者相談員の方々につきましては、今年度、研修を企画し調整をしているところです。いまこの会で話されたことも含めまして、２５人の相談員がおりますので、相談員の方と意見交換しながら、ルートをどうしようかというところで進めていきたいと思っています。研修は秋ぐらいにお願いをしておりますので、そのなかで意見交換をしていくというのがよろしいかと思います。　あともう１つはネグレクトの関係ですが、ネグレクトについては虐待に当たります。差別事案にも当たるとは思いますが、ネグレクトの場合は緊急対応が必要になります。それぞれ子供、障害者、高齢者にホットラインがあり、通報が入り、緊急対応をしているところです。 |
| 近藤会長 | Ｅ委員からのご質問の流れの中で情報提供をいただきました。　１つは、Ｅ委員から、相談員制度の報告の枠組みの中に差別事案という枠組みが設けられていないので、その枠組みがあったらいいのではないかというご意見をいただいたところで、すごく重要なもので、私も先ほどお話しした３団体のヒアリングの中でも、相談員のところで差別事案という枠組みが報告として上げられるといいのではないかというご意見もいただいています。これは障害者支援課が相談員制度のところの担当ということですので、ぜひ今後の議論に生かしていただけたらなと思いました。　それともう一つ、事務局から補足いただきましたネグレクト、それから虐待という考え方ですね。虐待という考え方については緊急対応が必要だという重要なポイントをご指摘いただいたと思います。確かに障害者虐待防止法という法律もありまして、虐待に関するものは、施設職員の人たちであっても全ての人が報告の義務を負うということで、思い切って報告するホットラインに言ってくださいということですね。このポイントはとても大事だと思いますので、これは共有したいと。　確かに虐待事案と差別事案ということに区切り、線引きがあるのかというのは難しいところもあるかと思いますけれども、不当な差別的取扱い、ただ、あるとすると、差別解消法に関して言うと、いわゆる不当な差別的取扱いをしたよという主体になる人、それから合理的配慮の提供をしなかったよという主体になる人は、主として公的な主体だったりとか、あとは企業、組織であったりとか、もしくは施設、団体であったりとか、そういったところになってくるかなと思いますので、虐待と差別事案のすみ分けみたいなことは、ぜひ今後、この協議会の中でも勉強等をやって、理解を深められたらなと思います。ありがとうございます。　ほかに何かありますでしょうか。 |
| Ａ委員 | 事前に調べてこなかったのですが、品川区のホームページなどで、こういった行為は差別であるとか、こういったのは合理的な配慮の不提供だということをみんなに分かりやすい形で書いていただいて、こういったことでお悩みの方はこちらまで遠慮なく相談してということも書いて、自分が苦しんでいることが果たしてどういうことなのかな、どういう意味なのかなということが障害者にも分かるように、そして、そういうつらい思いをした場合にはどこに相談したらいいのかということがホームページなどを見れば分かるように、作っていただけるといいかなと思いました。 |
| 近藤会長 | 本当にそうですよね。相談する側って、どこに相談したらいいのだろうかとすごく悩んでしまうところがあって、それが相談員の皆さんのところに集まってきているみたいなこともあるのかなと思うので、今後、区民の皆さんへの分かりやすい説明の仕方についても、ぜひ協議会のテーマと置くことができればと思いました。ありがとうございます。もう少し時間があります。いかがでしょうか。 |
| Ｉ委員 | 当方では、就労後の合理的配慮に関して相談があります。件数もそれなりにはありますけれども、合理的配慮というのはこういうことであるということも、ホームページとかリーフレットなどで周知しています。また、合理的配慮ですけれども、例えば就労の環境的な面、障害者用のトイレ、スロープの設置、視覚障害の方が使えるようなパソコン、すごく画面が大きいとか、色が反転しているとか、聴覚障害の方への機器の貸出しとか、そういった助成金は非常に充実していまして、会社、企業さんもそういった面はかなり対応しやすくなっています。　ただ、仕事をしていく上で、どこまでが合理的配慮なのか、それは合理的配慮ではなくて特別扱いではないのかというところの線引きに関しては、かなり苦慮しています。そういった就労後の合理的配慮に関して相談を受けている方もいらっしゃると思いますので、そういった事例について聞かせていただき、勉強できたらと思います。 |
| 近藤会長 | いま、すごく重要なことをいくつかおっしゃっていただいていて、少し振り返りますと、まず、事業主のほうも、自分のところの労働者、働いている人、障害のある人に対して不当な差別的取扱いをしないということと、合理的配慮の提供をするということは法律で決まった義務であると、企業側がやるということは義務ですと、改正障害者雇用促進法という法律に書いてありますということで、そこの相談に対応することが起こっていますということを教えていただきました。　さらに、事業主に対しては、施設を改善するであったりとか、介助者をつけるであったりとか、そういったところに助成金もあるので、助成金があるよということも伝えられている。ただ一方で、合理的配慮ってこれが合理的配慮だと決まっているわけじゃないので、本当に線引きの問題というか、合意形成の問題ということは相談の中で苦慮しておられる。これはまさにあらゆる場面で起こっていることじゃないかなと思いますけれども、労働者と雇用者の間で起こっている紛争に日々向かい合っておられるということが分かりました。　そこで、加えてＩ委員に質問ですけれども、そういう事案というのは、こういう相談が何件ぐらいありましたとかって蓄積されたり、まとめられたりされていますか。 |
| Ｉ委員 | 件数は取っていますけれども、当方の管轄が港区と品川区になりまして、基本的には当方に登録している方からの相談となりますが、登録は区民でなくてもできますので、必ずしも品川区民からの相談というわけではありません。また、事業所がどこにあるのかということも関係してきます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 今後どういう形になるか分かりませんが、労働関係のところでの差別事案というのはすごく大事なポイントだなと思いますので、何かの形でこの協議会にも情報提供していただけるような形ができると、もちろん個別ケースは難しいところはあるかもしれないですが、件数であったり、事案の個人情報がないレベルの例であったりとか、それがみんなで共有できたり、もしくはその解消に向けての事例であったりとか、そういったことが共有できたりするといいのかと思いましたので、ぜひこの協議会にこういう形だったら報告できそうかなということを今後イメージしていただけたらありがたいなと思います。　いかがでしょうか。あと１つぐらいお受けできるかなと思いますけれども、いかがですか。今のテーマは、相談事例の収集に当たって課題となっているポイントです。このことについて何かいかがでしょうか。これがあるので少し集めにくいので、ここを何とかならないかみたいなところですね。いかがですか。多分、相談支援のほうでいっぱい上がっていると思いますけれども、いかがですか。 |
| Ｂ委員 | これといって意見ではないですが、このようないろいろな委員会を品川区で立ち上げてくださって、参加いただいている法人にこれだけ細かくいろいろな分野ですごく活躍していただいている。最近ですけれども、私どもの会から、障害者が家庭で家族と一緒にというのは、やっぱり期間があります。まして私どものように重症の子を抱えて、その子の年齢も上がってきて、親はどんどんしぼんでいく、子供は成長していくという形で、在宅で看きれない家族が増えてきています。　その中で、今年も３件ばかり、いろいろな重症児施設に入所させていただくことができました。区はしっかりとやっていただいていること、それと、各法人、相談支援センターというのができたおかげで、ほとんど付きっきりで施設のほうまで一緒に行ってくださり、親は見ているようで、いまは通所が充実していますので、お休み以外は通所の施設へ行っているほうが多くて、子供の様子をちゃんとしゃべれるかというと、そうでもない親が結構出てきています。その中で、各法人にしろ、品川区にしろ、相談支援センターの職員さん方は本当に小まめに動いていただけていることに、品川区をはじめ、各法人、支援センターの皆さんに本当に心からご礼申し上げたいと思います。こういったいろいろな会議に出てくださって、よく勉強してくださって、またそれを実践してくださっていることに対して感謝申し上げます。 |
| 近藤会長 | 本当に日々取り組んでくださっていること、そういった認知をしてくださることは大変ありがたいと思います。　施設の職員であるという立場のほうから、なかなかこの差別事案にどう向き合うかということは本当に難しいポイントがあると思いますけれども、私自身も支援者という立場で関わることもあり、障害のある子供のいる親として関わることもあり、自分自身も少し難病があって、そういう立場として関わることもあり、一方で、私自身が批判の対象になることもありということで、いろいろな立場で引き裂かれるような思いがあって、大変言いづらいこともあったりすることはあると思いますけれども、でも、今後は、一朝一夕にはいかないと思いますが、この場では、施設の職員というところ、その役割はもちろんあると思いますけれども、協議会に参加している立場として、ぜひいろいろな意見が出てくるような、恐らく対立図式というよりは、本当に今、Ｂ委員がおっしゃってくださったように、一緒にこの課題をどうやって変えていくかということに向き合う、両者がサービス提供者とサービスを受けている受益者ということで立ち向かっているというよりは、一緒にテーブルに並んで、この課題をどうやっていこうかというふうに同じ方向を向いて議論している人間だという感じで、この協議会でもやっていけたらいいなと思っておりますので、Ｂ委員、ありがとうございます。まさに私もそういう気持ちでおります。よろしくお願いします。さて、時間が近づいてきましたので、議事の３番に入れればと思います。こちらは一旦、事務局のほうにお願いいたします。 |

**（３）相談事例に対して協議会に期待すること・できること**

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | 皆さまから多々のご意見を頂戴しました。次、議事（３）になりますけれども、具体的には今後、相談事案とか差別事案というのを用いて皆さまと、これはどういうふうに据えていけばいいかというのも議論し合えるような場をつくっていこうかと考えていますので、また最後にもまとめとしてお話ししようと思っておりましたが、先ほどＧ委員もおっしゃっていた、これって差別事案だろうかみたいな、そういうのを寄せ集めて、皆さまと活発に協議、議論していければなと思っています。　そこで、最後にはなりますけれども、この支援地域協議会、去年から単独開催ということでこういう場を設けていますが、相談支援に対してこの協議会でできること、今後できること、それから皆さんが期待することというのをお話ししていただければなと思いますので、近藤会長お願いします。 |
| 近藤会長 | さて、いま事務局からご紹介いただいたように、相談事案に対して協議会に期待すること、できることについてご意見いただければと思います。いかがでしょうか。こんな感じになっていくといいなというふうなことでも結構です。これまでに上がったこともいろいろあると思いますけれども、ぜひ何か、こういう形になっていくといいのではないかと、これまでの議論を受けてでも結構ですし、全く新しいものでも結構ですし、何かいただければと思いますが、いかがでしょうか。オープンクエスチョンですから、言いにくいところもあるかもしれませんが、どなたかおありでしたらと思いますが、いかがでしょうか。 |
| Ａ委員 | 守秘義務とかとの問題が大分あると思いますけれども、ここで議論して終わってしまうとすごくもったいないので、それを区民の皆さんにも共有できるような方策があるといいなと思っています。ですから、個人が特定できないような加工をした上で、協議会に対してこういう事例が上がってきた、協議会ではこういう議論をして、こういうふうに考えたと。区民の皆さんとしては、これを参考にしてくださいみたいな、そういうことで広くみんなにここでの成果を還元できるような、そんな取り組みがあるといいなと思っています。 |
| 近藤会長 | そうですね。自治体によっては、上がってきた差別事案に対して、この協議会で検討したことなどもウェブにアップしているという事例も見たことがありますので、ご指摘いただいたようなところを将来的にできたら本当にすばらしいなと思います。ぜひ記録させていただけたらと思います。　ほかにはいかがでしょうか。何かこういうことができたらいいのではないかということがあればと思いますが、いかがでしょうか。 |
| Ｊ委員 | Ｉ委員からもお話がありましたけれども、私自身も就労支援、相談支援といろいろ関わらせていただいていますが、相談支援でも、就労支援でも、現場にいる職員たちが気づきの力を高めるためにも、法的な観点からのレクチャーというか、セミナーみたいなこととか、ワークショップ型でみんなでキャッチしていく力を高められるような取組が協議会で発信してできるといいのではないかなと、そのときには感じました。　先ほどＧ委員からもお話がありましたように、相談を日々受けていますと、そこの中でこれが差別につながるのではないかということを自身が気づいてつなげていく力が求められていくと思いますが、相談支援員のいろいろなスキルによってばらつきがあると、その方によっては届く相談が、こちらの方には届かないということができてしまうと思うので、品川区の中で全体的に相談の力を上げるためにも、そういった取組があると、実際に現場で関わっている私たちとしてはうれしいかなというところはあります。そうすると、共通のスタンスとかも生まれていくのではないかなと感じました。 |
| 近藤会長 | 　確かにそうですね。１つの法的な観点からの研修なのか、イベントなのか、理解啓発を行って、相談支援の力の底上げ自体、気づかれていなかった差別事案に対しても上げられるような形にしていただくことは、この協議会の取組としてもいい事例なのではないかなと思います。ありがとうございました。　ほかにはいかがでしょうか。今のようなご提案でも結構です。 |
| Ｄ委員 | 私どもは知的障害のあるお子さんの親の会ですので、相談というのは親とか家族がして、本人以外の人が皆さんにご相談させていただいているという事案が多いと思いますけれども、本人がどう思っているかというのを、親といえども想像で言っているだけなので、ぜひ本人にスポットを当てて、本人に聞いていただきたい、相談窓口というか、あってほしいなというのはすごく感じています。　例えばこの協議会に本人を呼んで、席の１つを用意するという手もあると思いますが、多分それだと尋問みたいになると思うので、できれば部会みたいなのを設けて、本人たちがお茶とお菓子でも食べながら、親からこんなことを言われてしまったとか、仕事でこんなことがあって嫌だったとか、ざっくばらんに和気あいあいとお話しできるような場とか、分かりやすいアンケートとか、そういうのがあるといいのではないかなと常々考えています。 |
| 近藤会長 | そうですよね。本人が話し合う場をつくるというのは本当にすばらしいことだなと思います。そういうのを何かできないですかね。私自身は、障害のある子供たち、いろいろな世代が集まって、大学生とか、大学院生から小学生からみんな集まって、本人同士で差別とか合理的配慮とかに関してかなりじっくり話すことができるような、毎月そういうのをやっていますけれども、ほかではこういう話をする場があまりないと、子供たちは子供たちみんな言いますね。特別支援学校の中にいても、そういう話をすることが意外とないとよく言っているので、和気あいあいとした会の中から、差別への気づきとか、自己権利擁護、セルフアドボカシーと言ったりしますけれども、自分から声を上げていく雰囲気づくりだったりにつながるなと思いながら聞いていました。何かこういう企画案があったら、こういったことも協議会の中で提案いただけたらありがたいなと思います。知的障害のある人たちが集まって話せるイベントみたいなことも企画できたらなと思います。ありがとうございます。　ほかにはいかがでしょうか。 |
| Ｅ委員 | この会にそぐわないかもしれないですが、合理的な障害者への配慮という点で、例えば障害者福祉のしおりですけれども、大変よくできています。私たち精神障害者の家族会をやっていますが、毎年、会員全員にこれを送っています。そうすると、何でほとんど同じなのに毎年送ってくるのと言う会員がいます。その方はどうしてそういうことを言うかというと、どこが去年と違ったかが分からないわけです。よく見ると、結構いろいろなところが、法律が変わったり、施設が変わったりして変わってきていますが、そういうのが分かるようにするのも配慮の１つかなと。これを編集するときに配慮する。あともう一つは、このしおりそのもののページ立てが縦割りになっているように私には感じます。例えば施設があったり、法律があったりすると、それに沿って作ってありますが、それは大変結構なことでいいですけれども、例えば目次のところに相談の総合電話番号が書いてあって、すごろくように、こっちに行ったらこうですよ、こっちに行ったらこの電話ですよというような図がついていると、障害者の人も見て、こっちに相談したほうがいいなというのが分かるかもしれないという点で、少し合理的配慮に近いのかなとも思いますが、そういうことを話す場じゃないかもしれないですが、障害者が毎年目にするものとしては、そういうものがあると便利かなと思います。 |
| 事務局 | しおりの２ページ、３ページに主な変更点、４年度から５年度はここが変わっていますよというページを作っております。「昨年からの変更点が分かりにくい」というお声もあったので取り入れさせていただいて、記載をしているところです。毎年、このしおりを作るときに、どうやったら分かりやすくなるかというお声をいただきながら一生懸命考えております。５年度版はできたばかりですので、また次の年に向けて工夫して、分かりやすくしていきたいと考えています。 |
| Ｅ委員 | この変更点について書いてあるのは大変便利かと思います。あと、合理的配慮という点でいえば、福祉のしおりを編集するときに、障害者の人も編集委員に入れていただけると、もっと使いやすい発想が出てくるかもしれないなと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 事務局 | まずそれぞれの団体から意見をいただいて、毎年、改善に努めているところです。このしおりには、区全体のことをできるだけ載せています。縦割りにならないように、いろいろな形の情報を載せていますけれども、ただ、どこまで情報を載せるか、年々分厚くなってしまいます。ホームページにも同じものを載せているので、どうやったら見やすいかというのも毎年考えているので、ぜひ団体の方からご本人に直接お伺いしていただいて、区のほうにその意見をお寄せいただければと思います。毎年、何とか工夫をして、皆さまのご意見全ては叶えられないですけれども、一歩一歩改善をしているので、ぜひご意見をお寄せください。よろしくお願いいたします。 |
| 近藤会長 | Ｅ委員も、どんなこともおっしゃっていただいていいかなと思いますし、実際、この協議会のテーマの１つというのが、こういった様々な窓口、支援の枠組みの中で起こっている差別事案に関して収集していくということになってくると思うので、このしおりは網羅的に情報が入っていると思うので、よく理解しないといけないです。そうなってくると、もっと分かりやすくという意見はどんどん出てくると思うので、このしおりに関しては今後テーマになってくることも多いのではないかなと思いました。また継続的にぜひご意見いただければと。　そうなってくると、結局、ワンストップ欲しいなみたい感じになってきますよね。差別事案もそうだし、こういうサービス事案とかサービスの内容もそうだし、それを区役所の職員さんに何とか頑張ってお願いしているという状況だと思うので、それを協議会である私たちがどう関わっていくかというのも、今後ぜひ検討できたらなと思いました。ありがとうございます。　あと一つぐらいご意見いただけたらうれしいなと思いますが、いかがですか。 |
| Ｋ委員 | あまりよく分かっているわけではないですけれども、長い間、きゅりあんで相談を受けていて、どうしても弁護士だと、相談を受けると、受けたばかりでなくて、その人の持っている問題の解決に何とかならないかなと考えることが多くて、先ほどＡ委員がおっしゃったように、紛争解決の機能を何らかつくれないかなとかいうふうによく思います。　品川区の場合、きゅりあんでお受けしていると、結構、区報を見て相談に見えたとか、町内会のいろいろなお知らせの中で相談の窓口を知ったとかということで見える人が多くて、その中には、当初は男女差別とか女性の権利のことが多かったのですが、現在は障害の問題を抱えて来られる方もたまにあります。　私は、少し立場の違うところで問題に接している人の間で事例検討会というか、そういうもので解決方法なんかをいろいろな立場から意見を言い合って考えていくという場を、協議会で年に何回かしかない会議とかでなくて、もう少し小さい検討会みたいなのを気軽に問題を持ち込んで皆さんと話し合うとか、何らか解決の道筋を考えようとか、そういう事例を集積して、例えば少し区報で報告するとか、もう少し弾力的というか、動きを軽くできたらいいなと。なかなか行政の中でやっていくのは大変と私も思いますけれども、そんなこともあっていいかなと思っています。 |
| 近藤会長 | Ｋ委員、非常に建設的なご意見ありがとうございます。本当にそうだなと思います。ケースワークをいろいろな立場の人が関わってやるということですよね。さっきＨ委員のほうからも多職種で集まっているというお話がありましたけれども、多職種でいろいろな話をする、もしくは、協議会の場合だと、さらに当事者団体の皆さん、当事者の皆さん、さらに支援関係、保護者の皆さんとか、もっと幅が広がりますので、そういったところで知恵を持ち寄って解決方法を考えるようなことをやるというのは本当にいいなと思いました。私から１つだけＫ委員に質問ですけれども、きゅりあんで長く取り組んでくださっていて本当にありがとうございます。そういった差別事案に関する相談もあれば、本当に一般的な、もう少しそうじゃない相談も、いろいろな相談をお受けいただいているのかなと思いますけれども、これは差別事案だなと思うようなことが例えばまとまってどこかに報告とか、きゅりあんの相談の中でそういう枠組みは、いまお持ちなのでしょうか。 |
| Ｋ委員 | カンファレンスというか、検討会を定期的に持っていますけれども、そういうときに、これはどこかの会に話してもらって考えてもらったほうがいいですよねというふうに出席者が思ったら、多分のその係の方がそこに少し話してみますとか、というようなことが今までも幾つかありました。だから、行政の中でこの問題はあの係に連絡したらいいかなとかいうふうな配慮をしてくださっていると思っています。そんなのが結構機能的にできれば、差別に関する相談の図はありますけれども、それをもう少し風通しよくというか、あまり仰々しくなくて、少しこんなのはどうかというふうに通りやすくなるのかなと思います。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。いえ、もうそのとおりだと思います。やっぱり枠組みを持って吸い上げられるようにして、きゅりあんの法律相談も１つのアナウンスとして、実際に調整に動くような事案というのはそう多くないということでしたけれども、それが事案としてこの協議会の中に入ってくるような、風通しのよい道筋はまさにつくるべきだと思いました。ありがとうございます。　それでは、時間が近づいてまいりましたので、ここで一旦、事務局にお戻ししたいなと思います。皆さん、ありがとうございます。 |

**４．総評**

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | ありがとうございました。そろそろお時間も近づいてきましたので、最後、まとめという形にはなりますが、今日、中村副会長に皆さんのご意見も踏まえてまとめのほうをお願いしたいと思います。 |
| 中村副会長 | 　今日は、皆さんからたくさんご意見と情報の提供をいただきまして、ありがとうございます。まさにこれがこの協議会の役割の１つだなと、お話を聞いていて実感しておりました。検討しなくてはならない論点は多岐にわたり、かつ、今日、話題に上がったテーマもたくさんありました。その中で、私が取り上げたいと思っているのは、相談の仕組みと、相談による解決の在り方だろうなという気がしています。場面に分けてみると、悩み事を抱えていらっしゃる相談者の方がどこに相談すればいいだろうか、どういう方法で相談すればいいだろうかということを告知、広報、ご理解いただけるためにこの協議会ができることがまだあるのではないかと考えております。その中では、先ほどＨ委員がおっしゃっていた「声を上げられない方」も中にはいらっしゃる。そういう方に対して品川区と当協議会が何ができるだろうかというのが１つです。　もう一つは、相談、悩み事を受けられる側の方々、皆さん、相談員として日々ご活躍されている方もいます。その方々が、こういう課題があるんだ、こういう問題点があるということをたくさん抱えていらっしゃると思います。例えば、相談員の方の中では、自宅の電話番号をパンフレットに載せてくださっている方もいらっしゃいます。先ほどのお話だと、２４時間電話がかかってきますし、それに対しても極力対応していますというご意見がありました。そういうことに対して、何かできることがあるのではないか。例えば携帯電話の貸出しをするとか、いろいろな方法があると思います。そして、相談を受ける側の方は、こういう案件の場合にはどういう解決方法があるだろうか、解決が必要な案件と、解決が必要のない案件があると思います。解決をしなくてはならない案件では、区の制度としてどのような制度があり、そこにどういうふうに持っていけばいいのかということを、こちらとしては広報をして、利用者にご理解をいただくというのが必要だろうなと思いました。　そして、もう一つ、不当な差別事案と合理的提供の配慮をしていない案件について、どこが線引きなのかがよく分からないこともあると相談員の方はおっしゃっていました。それはぜひこの協議会に持ち寄って、個別具体的な案件として検討したいです。その検討の中で、こういう道筋もありましたね、他にはこういう解決方法が考えられるかもしれませんね、というのを皆さんで検討し、共有できたらいいなと思いました。まさにこの協議会ができること、皆さんがこの協議会に期待していることの１つだろうなと感じた次第です。　正直、あまり頻度が高くない協議会です。その中で、相談員の方々が抱えていらっしゃる解決課題などをできるだけこの協議会に持ち寄っていただく、その筋道がつくれればいいかなと思った次第です。 |
| 事務局 | どうもありがとうございました。最後に近藤会長、よろしくお願いいたします。 |
| 近藤会長 | 　まとめというか、今日、本当にいろいろなポイントが上がってきて、本当にありがたいなと思います。やっぱりポイントになってくるのは、資料２で大枠的な枠組みの相談の流れ、事案がここに上がってくるまでの大枠的な枠組みを資料２にまとめて冒頭でご紹介させていただきました。議題の１で紹介しましたけれども、今日いろいろとご指摘いただいたりご意見いただいたりしたところは、紛争であったり差別事案であったり、そういったことがどういうパスから上がってくるのか、細部の部分をどういうふうにデザインしていくのかというご意見を多くいただいたと思います。これが１点目です。　資料２で大枠をつくっていますけれども、これをもう少し細部の部分が見えるような形、かつ、風通しのよいという言葉をいただきましたけれども、それがぎっちぎちじゃない、もう少し自由に集まってくるようなこと、さらに、そこで集まってきたことを今度はフィードバックする、区民の皆さんに公開をしていくパスまで、それをどう考えていくかという議論があったと思います。それが今日、ご紹介いただいた事例などから少し見えてきたなという感じがしますので、今後、これをもう少し詳しく精緻化していきたいなと思いました。　さらにもう一点は、そこで上がってきた事案を考えたり議論したり、それがもう少しオープンにできるようにというお話に加えて、今度はそれを解決、解消していく、もしくは関連する理解啓発を区民に対して深めていくこと、これをどういうふうにやっていくのかという部分でした。これはいろいろなご意見が出ましたけれども、こういったご意見は、結局のところ具体的なアクションにどう繋げるのかということを考えなくてはいけないので、それも今後どうしていくかが課題だなと思っています。この会議は、開催回数が少ないので、皆さん、ぜひご意見をお寄せください。　また、やはり協議会ですので、やらされてやっている会という感じにあまりならないほうがいいと思いますので、皆さんがそれに触発されて、うちの団体でこんなものをやってみましたよとか、うちの組織ではこんなことをこの会議に触発されてやってみましたみたいなことも、ぜひお寄せください。それこそが効果の１つだ思います。私も、私のやっている団体だったりとか、大学とかでここに触発されてやってみたことみたいなものをどこかで上げていきたい、皆さんに共有していきたいなと思いますが、そういったことも併せて、ぜひ教えていただけたらと思います。この協議会が主体となった取組としていくか、もしくはそこから触発されて皆さんがやってくださったことを、どうここにまた集めていただくかということを今後考えられたらなと思っているところです。　ありがとうございます。毎回、本当にいろいろなご指摘、ご意見をいただいてありがたいなと思います。本当は、もっと十分に時間があれば、お一人お一人にご意見を聞いていくというプロセスを入れたいなと思いますが、ちょうどお時間となりました。今回はこれぐらいにしたいと思います。本当は言い足りなかったとか、言いたかったけど、少し遠慮しちゃったみたいなことは、事務局のほうにメール等でお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。今日は本当にどうもありがとうございました。 |
| 事務局 | 皆さま、長時間にわたってどうもありがとうございました。まだまだこの協議会としては、確立、整備していくには時間がかかりますし、皆さまといろいろなご意見を頂戴しながら進めていきたいと思っています。まず、次は、少し時間が空いてしまって２月の予定ではありますけれども、次は個別具体的な内容で少し検討して踏み込んでいきたいと思っていますので、具体的な事案はもちろんのこと、先ほどＩ委員もおっしゃっていた労働関係の差別事案であるとか、Ｇ委員がおっしゃっていた、これは差別に値する内容だろうかといったものも含めて、様々な事例を共有しながら皆さんのご理解を深めていって、協議会として今後できること、区も含めて解決の道筋を探っていければなと思っていますので、皆さん何か、こういう相談を挙げてどうですかねみたいなのがあったら、ぜひ事務局のほうにお寄せいただければと思います。　また、今日、近藤会長もおっしゃっていましたように、発言できなかった方もいらっしゃると思いますので、ぜひ今後の在り方、疑問も含めてお寄せいただけたらと思いますので、事務局のほうにご連絡いただければと思います。　それでは、お時間少し過ぎてしまいましたけれども、次回２月の予定ですので、引き続き、皆さま、よろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございました。 |